

高知県消費者保護条例をここに公布する。

○高知県消費生活条例

全部改正〔平成 18 年条例 38 号〕

(昭和 50 年 7 月 16 日条例第 19 号)

第 3 章 高知県消費生活審議会

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(設置)

第 31 条 知事の諮問に応じ、消費者に関する取組の実施に関する重要な事項の調査審議及び消費者からの苦情に係る訴訟の援助に関する審査を行わせるため、高知県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議及び審査のほか、消費者からの苦情の調停を行うものとする。

3 審議会は、前 2 項に規定する調査審議及び審査並びに調停に係る事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(組織)

第 32 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(任期等)

第 33 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)が任命された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(会長)

第 34 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(会議)

第 35 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(部会)

第 36 条 審議会は、その議決により、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 前 2 条の規定は、部会について準用する。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(専門調査員)

第 37 条 審議会に専門の事項を調査研究させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから知事が会長と協議して任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、その職を失う。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

(雑則)

第 38 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

追加〔平成 18 年条例 38 号〕

第 4 章 雑則

全部改正〔平成 18 年条例 38 号〕

(国の行政機関の長等との協力)

第 39 条 知事は、消費者に関する取組の実施について、国の行政機関、独立行政法人国民生活センター若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めたとき又はこれらの者からの協力を求められたときは、情報の提供若しくは調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応じなければならない。

全部改正〔平成 18 年条例 38 号〕

(委任)

第 40 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成 18 年条例 38 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 23 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 24 日条例第 47 号)

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 21 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

附 則(平成 18 年 7 月 18 日条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県消費者保護条例第 6 条第 1 項の高知県消費者保護審議会(以下この項において「従前の高知県消費者保護審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知県消費生活条例(以下この項において「新条例」という。)第 32 条第 2 項の規定により高知県消費生活審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県消費生活審議会の委員の任期は、新条例第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県消費者保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。